

国立大学法人京都大学役員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 俸給月額は、次に定める。</p> <p>総長 <u>1,222,000円</u></p> <p>理事 <u>720,000円から912,000円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>720,000円</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める。</p> <p>理事 <u>183,480円から802,560円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>158,400円から633,600円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(俸給)</p> <p>第4条 俸給月額は、次に定める。</p> <p>総長 <u>1,198,000円</u></p> <p>理事 <u>705,000円から894,000円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>705,000円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当の月額は、次に定める。</p> <p>理事 <u>179,740円から786,720円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 <u>155,100円から620,400円</u>の範囲内で総長が定める額。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日の前日から引き続き第4条の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>3 施行日以降に新たに役員となる者について、選任の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。</p>